

たばこ税等の手持品課税納税申告書

() 収受印		※		申告者の種別	卸・小	通信日付印	※ 令和 年 月 日
令和 年 月 日 税務署長殿 知事殿 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(千 -) (百 -)		店舗名 ()		
	住所		(千 -) (百 -)				
	氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ)				
	個人番号又は法人番号		この欄は、2枚目から記入してください				
同上代理人							
下記のとおり、令和3年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。							
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額(1円未満切捨て)		修正申告の場合の修正申告前の確定額	
紙巻たばこ		⑤ 本	0.5	⑬(⑤×0.5)	円	⑳	円
葉巻たばこ		⑥ 本		⑭(⑥×0.5)	円	㉑	円
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5)	円	㉒	円
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本		⑯(⑧×0.5)	円	㉓	円
加熱式たばこ		⑨ 本		⑰(⑨×0.5)	円	㉔	円
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5)	円	㉕	円
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5)	円	㉖	円
所持する製造たばこの数量の合計	⑫(⑤~⑪の合計) 本		税額の合計額(100円未満切捨て)	⑳(⑬~⑲の合計) 円		㉗(㉑~㉖の合計) 円	
			納付すべき税額	㉘(㉑又は㉒-㉓) 円			
区分	課税標準となる製造たばこの本数		1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)			
道府県税	⑳(⑫) 本		0.07	㉙(⑳×0.07)		円	
市町村税			0.43	㉚(㉙×0.43)		円	
区分	税額の合計額(1円単位で記入)		修正申告の場合の修正申告前の確定額		納付すべき税額(1円単位で記入)		
道府県税	㉛(㉙)		円	㉜		円	
市町村税	㉝(㉚)		円	㉞		円	
税理士法第30条の書面提出		<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名				
税理士法第33条の2の書面提出		<input checked="" type="checkbox"/>	(電話番号 - -)				
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地			名称			
	(千 -) (百 -)						
(千 -) (百 -)							

申告者控用

◎申告期限は令和3年11月1日(月)です

◎納期限は令和4年3月31日(木)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

たばこ税の手持品課税納税申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収受印 </div>	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和 年 月 日 税務署長殿 申告者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(〒 -) (☎ - -)		
	住所		(〒 -) (☎ - -)		
	氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ)		
	個人番号又は法人番号		↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
	同上代理人				

税務署提出用

下記のとおり、令和3年10月1日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額
紙巻たばこ	/	⑤ 本	0.5	⑬ (⑤×0.5) 円	⑳ 円
葉巻たばこ	/	⑥ 本		⑭ (⑥×0.5) 円	㉑ 円
パイプたばこ	① g	⑦ (①×1) 本		⑮ (⑦×0.5) 円	㉒ 円
刻みたばこ	② g	⑧ (②×0.5) 本		⑯ (⑧×0.5) 円	㉓ 円
加熱式たばこ	/	⑨ 本		⑰ (⑨×0.5) 円	㉔ 円
かみ用のたばこ	③ g	⑩ (③×0.5) 本		⑱ (⑩×0.5) 円	㉕ 円
かぎ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本		㉖ (⑪×0.5) 円	㉗ 円
所持する製造たばこの数量の合計	⑫ (⑤～⑪の合計) 本		税額の合計額 (100円未満切捨て)	⑳ (⑬～⑱の合計) 円 00	㉘ (㉑～㉗の合計) 円 00
			納付すべき税額	㉙ (㉑又は㉒ - ㉘) 円 00	/

税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	(電話番号 - -)
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称
	(〒 -) (☎ - -)	
税務署整理欄		
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認 ※
通信日付印	※ 令和 年 月 日	確認 ※
番号確認 ※	身元確認 ※	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

(注) ※欄には記入しないでください。

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

都道府県提出用
(第一号様式)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px;"> 収受印 </div>	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和 年 月 日 知事殿 申告者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(〒 -) (☎ - -) 店舗名 ()		
	住 所		(〒 -) (☎ - -)		
	氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ)		
	個人番号又は法人番号		↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
	同上代理人				

下記のとおり、令和3年10月1日現在における、道府県たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)	
紙巻たばこ		⑤ 本	★ ⑤ 本	/
葉巻たばこ		⑥ 本	★ ⑥ 本	
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本	★ ⑦ 本	
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本	★ ⑧ 本	
加熱式たばこ		⑨ 本	★ ⑨ 本	
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本	★ ⑩ 本	
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本	★ ⑪ 本	
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 本		

区 分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)
道府県税	⑬(⑫)	0.07	⑭(⑬×0.07) 円

区 分	税額の合計額(1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額(1円単位で記入)
道府県税	⑮(⑭) 円	⑯ 円	⑰(⑮又は⑯) 円

税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	(電話番号 - -)

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所 在 地	名 称
	(〒 -) (☎ - -)	
	(〒 -) (☎ - -)	

都道府県整理欄

修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認	※	納 期 限
通 信 日 付 印	※ 令和 年 月 日	確認	※	令和4年3月31日
番号確認	※	身元確認	※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

市町村たばこ税の手持品課税納税申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px;"> 収受印 </div>	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和 年 月 日 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 -) (☎ - -) 店舗名 ()				
	住所		(〒 -) (☎ - -)		
	氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ)		
	個人番号又は法人番号		↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
	同上代理人				

 市区町村提出用
(第二号様式)

下記のとおり、令和3年10月1日現在における、市区町村たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)	
紙巻たばこ		⑤ 本	★ ⑤ 本	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>
葉巻たばこ		⑥ 本	★ ⑥ 本	
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本	★ ⑦ 本	
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本	★ ⑧ 本	
加熱式たばこ		⑨ 本	★ ⑨ 本	
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本	★ ⑩ 本	
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本	★ ⑪ 本	
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 本		

区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)
市区町村税	⑬(⑫)	0.43	⑭(⑬×0.43) 円

区分	税額の合計額(1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額(1円単位で記入)
市区町村税	⑮(⑭)	⑯	⑰(⑮又は⑮-⑯) 円

税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	(電話番号 - -)

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (☎ - -)	名称
	(〒 -) (☎ - -)	

市区町村整理欄			
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認	※ 納期限
通信日付印	※ 令和 年 月 日	確認	※ 令和4年3月31日
番号確認	※ 身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
 2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。